2025.10 城東区医師会発

かかりつけ医機能報告制度にかかる修了証発行申請の概要

【制度の目的と背景】

背景：高齢化に伴う複合的な医療・介護ニーズへの対応、医療資源の最適配分

目的：地域で必要とされる「かかりつけ医機能」の充実・強化を図り、患者が適切な医療機関を選択できるようにする。

【対象医療機関】　一般病院、診療所（有床・無床）その他

全診療科を対象としており、医療法第６条の３において、病院・診療所（歯科を除く）は、かかりつけ医機能に関する情報を都道府県知事に報告する義務があるとなっております。

□ 毎年１月～３月に医療機関等情報システム（G-MIS）を使用して申請する。（※義務です）

★ MAMIS にログインし、2025 年 12 月までに、かかりつけ医機能報告制度にかかる研修の修了証を取得してください。

★ MAMIS にログインし、ご自身の過去 10 年の座学研修の点数を確認してください。

★座学研修＋実地研修で構成。それぞれ必須（合計 10 単位以上）で「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」を修了したことになります。

● 座学（知識） → これまでに取得した日本医師会　生涯教育制度の単位

▸最低、１単位は必要。（０単位の場合は　城東区医師会にご相談ください）

● 実地（経験） → 普段の医師会活動　▸5 単位/1 項目

日常臨床で行っている地域活動で、下記項目が二つ以上あれば 10 単位になりますので、座学を１単位獲得すれば、修了証の発行は可能となります。

<取得例>

座学 1 単位＋実地 10 単位（2 項目）

座学 5 単位＋実地 5 単位（1 項目）

- □ 休日夜間急患センターへの出務
- □ 介護保険認定審査会への出務
- □ 母子保健（産科健診）
- □ 乳幼児保健（1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診）
- □ 学校保健（学校健診、学校医活動）
- □ 産業保健
- □ 事業主健診（特定健診・特定保健指導）
- □ 高齢者保健（高齢者健診・認知症健診）
- □ 予防接種（定期・その他）
- □ がん・成人病検診
- □ 介護保険の意見書作成
- □ 精神保健
- □ その他、　★ MAMISに記載されている項目で確認してください

例）皮膚科の医師で、帯状疱疹ワクチン接種を行っていれば　5 単位
例）眼科、耳鼻科の医師で学校健診を行っていれば　5 単位
例）整形外科医で、認定健康スポーツ医の認定証があれば　5 単位

MAMIS のログイン方法が分からない、手続き方法が分からないなどございましたら、医師会事務局へお問合せください。医師会館にて来館による申請のお手伝いもさせていただきます。来館での申請対応をご希望される場合は、事前にお電話等で来館日時の調整をさせていただきます。

【お問合せ・来館予約】　城東区医師会　事務局　℡06-6931-1730